

## 利用制限期間中における支払い済みの使用料について

支払い済みの使用料については、利用日を9月8日以降の利用日に振替、または使用料を還付する手続きを行ってください。

振替については通常原則利用日から3カ月以内の仮予約分に振替としていますが、今回の利用制限期間中においては、振替期間を6カ月まで延長します。

振替の受付について、電話でも受付しておりますが、混雑が予想されますので、振替件数が多い場合は、お手数ですが公園施設振替申請書へ記載しメールまたはFAX等で送付してください。

(※公園施設振替申請書については、那覇市ホームページ公園管理課（くらし手続きダウンロード）または、公共予約システム（申請書・ダウンロード）より様式が出力できます）

また、還付申請については、公園使用料還付請求書（要押印）・通帳の写しが必要となりますので、一度、公園管理課までお問合せください。

### ※利用制限期間

8月3日（月）～9月7日（月） 対象者：すべての利用者

公園管理課 FAX番号 098-951-3206

メールアドレス b-kouen001@city.naha.lg.jp